

第一百七条において準用する第八十五条第一項	においては、 おいては、附則第二十九条第一項に規定する特例社債の
第一百四十五条第二号	の規定により 及び附則第二十九条第二項において準用する附則第十六条第四項の規定により

2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例社債について準用する。この場合において、附則第二一条第一項第二号中「商法第三百六条第一項」とあるのは、「保険業法第六十一条第二項において準用する商法第三百六条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(振替特定社債の特例)

第三十条 受入終了日までに発行の決定（資産の流動化に関する法律第一百八条の決定（旧資産流動化法第二百八条の決定を含む。）をいう。）がされた資産の流動化に関する法律に規定する特定社債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの（次項において「特例特定社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特定社

債（第一百八条において準用する第六十六条（第一号イからホまでを除く。）に規定する振替特定社債をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第一百十三条から第百十七条まで、第一百八条において準用する第六十六条规定各号、第六十九条、第八十四条第一項、第二項ただし書及び第三項並びに第八十七条並びに第一百二十条から第百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第五十八条	(これらの規定を第一百十三 条、第一百十五条、第一百十七 条、第一百十八条、第一百二十 条、第一百二十二条、第一百二十一 条、第一百二十五条及び第一百 二十七条
	若しくは附則第三十条第一項において準用 する附則第十四条第五項（同条第六項

			第一百八条において準用する第六十八条第三項 用する第七十条第三項	第一百八条において準用する第六十八条第三項 用する第七十条第三項
第一百八条において準用する第七十条第三項	第一百八条において準用する第七十条第三項	第一百八条において準用する第六十八条第三項 用する第七十条第一項	第一百八条において準用する第六十八条第三項 用する第七十条第一項	第一百八条において準用する第六十八条第三項 用する第七十条第一項
発生、移転又は消滅	より当該	発生、移転又は消滅	の発行総額（ について振替受入簿に記載され、又は記録 された金額の合計額（当該記載又は記録の 効力が生じなかつた場合における当該記載 又は記録に係る金額及び 発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の 発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入 簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。） より当該口座における当該	保有欄 は記録する欄（以下この章において「保有 欄」という。）

用する第七十九条第一

項第二号

第一百八条において準

用する第八十二条第一

項

第一百八条において準

用する第八十五条第一

項

振替社債

債

においては、附則第三十条第一項に規定する

特例特定社債の

においては、

及び附則第三十条第二項において読み替え

て準用する附則第十六条第四項の規定によ

り

第一百四十五条第二号

の規定により

第百四十五条第二号	の規定により	においては、 特例特定社債の	発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入 簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）

2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例特定社債について準用する。この場合において、附則

第十二条第一項第二号中「社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券」とあるのは「特定社債券

(資産の流動化に関する法律第百十三条第一項において準用する商法第三百六条第一項に規定する特定社債券（旧資産流動化法第百十三条第一項において準用する商法第三百六条第一項に規定する特定社債券を含む。）」と、附則第十四条第二項及び第三項第一号、第十五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは「特定社債券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(振替特別法人債の特例)

第三十一条 受入終了日までに発行の決定がされた特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの（次項において「特例特別法人債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特別法人債（第二百二十条において準用する第六十六条（第一号イからホまでを除く。）に規定する振替特別法人債をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第二百十三条から第二百十九条まで、第二百二十条において準用する第六十六条各号、第六十九条、第八十七条及び第二百四十四条並びに第二百二十二条から第二百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この

場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

			第五十八条	(これらの規定を第一百三 条、第一百十五条、第一百十七 条、第一百十八条、第一百二十 条、第一百二十二条、第一百二十一 条、第一百二十五条及び第一百 二十七条	若しくは附則第三十一条第二項において準 用する附則第十四条第五項（同条第六項
第一百二十条において準 の発行総額（	第二号	第一百二十条において準用する第七十条第三項 用する第七十条第三項 第二号	保有欄	第一百二十条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しく は記録する欄（以下この章において「保有 欄」という。）	について振替受入簿に記載され、又は記録

用する第七十八条第一

項	第一百二十条において準用する第七十八条第二項	発生、移転又は消滅	又は記録に係る金額及び	された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び
項第二号	第一百二十条において準用する第七十九条第二項	発生、移転又は消滅	より当該	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
振替社債	第一百二十条において準用する第八十二条第一項	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	より当該口座における当該	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
法人債	附則第三十一条第一項に規定する特例特別用する第八十二条第一項	附則第三十一条第一項に規定する特例特別用する第八十二条第一項		

第一百四十五条第二号 の規定により

及び附則第三十一条第二項において読み替
えて準用する附則第十六条第四項の規定に
より

2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例特別法人債について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）」とあるのは「債券」と、附則第十四条第二項及び第三項第二号、第五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは「債券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

（振替投資信託受益権の特例）

第三十二条 受入終了日までに設定された投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの（次項及び次条において「特例投資信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資信託受益権（第一百二十一條において準用する

第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替投資信託受益権をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第一百十三條から第百二十一条まで、第一百二十一條において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第一百十四条第二項並びに第一百二十三条から第百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び第三十四条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除ぐ。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第五十八条

(これらの規定を第一百十三	若しくは附則第三十二条第二項において読み替えて準用する附則第十四条第五項（同
条、第一百十五条、第一百十七	条第六項
条、第一百十八条、第一百二十	
条、第一百二十二条、第一百二十一	
三条、第一百二十五条及び第一百	
二十七条	

第一百二十二条の表第七	発行総額（償還済みの額）	の発行総額（償還済みの額）
十八条第一項の項	総発行口数（解約済みの口数）	について振替受入簿に記載され、又は記録された口数の合計口数（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る口数及び解約済みの口数
第一百二十二条において 準用する第七十条第三 項第二号	保有欄	第一百二十二条において準用する第六十八条 第三項第三号に掲げる事項を記載し、若し くは記録する欄（以下この章において「保 有欄」という。）
第一百二十二条において 準用する第七十八条第 二項	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の 発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入 簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
より当該	より当該口座における当該	

第一百二十二条において 準用する第七十九条第 二項第二号	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の 発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入 簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
第一百二十二条において 準用する第八十二条第 一項	振替社債	附則第三十二条第一項に規定する特例投資 信託受益権
第一百四十五条第二号	の規定により	及び附則第三十二条第二項において読み替 えて準用する附則第十六条第四項の規定に より

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例投資信託受益権について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第一号中「金額」とあるのは「口数」と、同項第二号中「社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう」とあるのは「受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第五条第一項及び第四十九

条の五第一項に規定する受益証券をいい、これに類する外国投資信託の受益証券を含む」と、附則第十四条第二項本文中「社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）」とあるのは「受益証券」と、同条第五項第二号及び第三号中「金額の増額」とあるのは「口数の増加」と、同号イ中「金額」とあるのは「口数」と、附則第十五条及び第十六条第四項中「社債券」とあるのは「受益証券」と、附則第十七条第一項第二号中「総額」とあるのは「総口数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十三条 委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。）の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託業者（同条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。以下この条において同じ。）が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該投資信託委託業者が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第三十条の規定の適用については、同条中「当該投資信託約款に係る知られたる受益者」とあるのは、「当該投資信託約款に係る知られたる受益者（その特例投資信託受益権（社債等の振替に関する法律

(平成十三年法律第七十五号) 附則第三十二条に規定する特例投資信託受益権をいう。) について、同法の規定により振替受入簿の記載又は記録を申請することについて投資信託委託業者に対し代理権を付与することについて同意をしている受益者を除く。)」とする。委託者非指図型投資信託（同法第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。）の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用を行う信託会社等が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該信託会社等が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第四十九条の十一において準用する同法第三十条の規定の適用についても、同様とする。

(振替貸付信託受益権の特例)

第三十四条 受入終了日までに設定された貸付信託法に規定する貸付信託の受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の信託約款の変更を行つたもの（次項において「特例貸付信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替貸付信託受益権（第一百二十三条において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替貸付信託受

益権をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十二条まで、第百二十三条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第一百十四条第二項並びに第百二十四条から第百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで、次条及び第三十六条の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条	（これらの規定を第百十三 条、第百十五条、第百十七 条、第百十八条、第百二十 条、第百二十一条、第百二十一 三条、第百二十五条及び第百 二十七条	
第一百二十三条において 保有欄	若しくは附則第三十四条第二項において準 用する附則第十四条第五項（同条第六項	

準用する第七十条第三

項第二号

第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）

第一百二十三条において 準用する第七十八条第 一項	の発行総額（ について振替受入簿に記載され、又は記録 された金額の合計額（当該記載又は記録の 効力が生じなかつた場合における当該記載 又は記録に係る金額及び	第一百二十三条において 準用する第七十八条第 二項	発生、移転又は消滅 （振替受入簿の記載又は記録の効力の 発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入 簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
第一百二十三条において 準用する第七十九条第	より当該	より当該口座における当該	発生、移転又は消滅 （振替受入簿の記載又は記録の効力の 発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入

一項第二号

簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)

第一百二十三條において
準用する第八十二条第

振替社債

附則第三十四条第一項に規定する特例貸付
及び附則第三十四条第二項において読み替
えて準用する附則第十六条第四項の規定に
より

一項

第一百四十五条第二号

の規定により

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条か

ら第十八条までの規定は、特例貸付信託受益権について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券」とあるのは「受益証券（貸付信託法第八条第一項に規定する受益証券」と、附則第十四条第一項本文中「社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）」とあるのは「受益証券」と、附則第十五条及び第十六条第四項中「社債券」とあるのは「受益証券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定め

る。

(振替特定目的信託受益権の特例)

第三十五条 受入終了日までに設定された資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の特定目的信託契約の変更が行われたもの（次項において「特例特定目的信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特定目的信託受益権（第二百一十五条规定において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替特定目的信託受益権をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第一百十三条规定から第二百二十四条まで、第二百二十五条规定において準用する第六十六条第二号、第一百二十七条及び第二百十四条规定第二項、第一百二十七条並びに附則第一条から第十条まで、第十九条、第二百一十九条、第二百二十七条及び第二百二十八条第二項、第二百二十九条並びにこれららの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十一条、第一百二十二条、第一百二十五条及び第三条、第一百二十九条、第一百三十条、第一百三十三条（同

み替えて準用する附則第十四条第五項（同
条第六項）

条、第一百二十五条、第一百二十九条、第一百三十条、第一百三十三条及び第三条、第一百二十九条、第一百三十条、第一百三十三条（同

条、第一百二十五条及び第三条、第一百二十九条、第一百三十条、第一百三十三条（同

二十七条

第一百二十五条の表第七

発行総額（償還済みの額）

の発行総額（償還済みの額）

十八条第一項の項

総発行持分の数（償還済みの
持分の数）

について振替受入簿に記載され、又は記録

された持分の数の合計数（当該記載又は記

録の効力が生じなかつた場合における当該

記載又は記録に係る持分の数及び償還済み

の持分の数

第一百二十五条において

保有欄

第一百二十五条において準用する第六十八条
第三項第三号に掲げる事項を記載し、若し

準用する第七十条第三

項第一号

くは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）

第一百二十五条において
準用する第七十八条第

発生、移転又は消滅

二項

より当該

第一百二十五条において
準用する第七十九条第

発生、移転又は消滅

より当該口座における当該

第一百二十五条において
準用する第八十二条第

振替社債

発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の
発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入
簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）

一項

第一百一十五条において

においては、

附則第三十五条第一項に規定する特例特定
目的信託受益権

においては、附則第三十五条第一項に規定す

準用する第八十五条第

る特例特定目的信託受益権の

一項

第一百四十五条第二号

の規定により

及び附則第三十五条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例特定目的信託受益権について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第一号中「金額」とあるのは「持分の数」と、同項第二号中「社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券」とあるのは「受益証券（資産の流動化に関する法律第一百七十三条第一項に規定する受益証券」と、附則第十四条第二項本文中「社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）」とあるのは「受益証券」と、同条第五項第二号及び第三号中「金額の増額」とあるのは「持分の数の増加」と、同号イ中「金額」とあるのは「持分の数」と、附則第十五条及び第十六条第四項中「社債券」とあるのは「受益証券」と、附則第十七条第一項第二号中「総額」とあるのは「持分の総

数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(振替外債の特例)

第三十六条 受入終了日までに発行の決定がされた外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの（次項において「特例外債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替外債（第二百二十七条において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第一百十三条规定から第二百二十六条规定まで並びに第二百二十七条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第一百十四条並びに附則第一条から第十条まで及び第十九条から前条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条

（これらの規定を第二百三十三条第一項において準

用する附則第三十六条第二項において準用する附則第十四条第五項（同条第六項

			条、第一百八十八条、第一百二十一条、第一百二十二条、第一百二十五条及び第一百二十七条
第一百二十七条において 発生、移転又は消滅	の発行総額（ 第一百二十七条において 準用する第七十八条第一項 又は記録に係る金額及び	保有欄 第一百二十七条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）	第一百二十七条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）
第一百二十七条において 発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の			

準用する第七十八条第

二項

第一百二十七条において
準用する第七十九条第

二項第二号

第一百二十七条において
準用する第八十二条第

一項

第一百四十五条第二号

の規定により

振替社債

附則第三十六条第一項に規定する特例外債
簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)

発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の
発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入
簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）

より当該

より当該口座における当該

発生、移転又は消滅

2	附則第十二条から第十八条までの規定は、特例外債について準用する。この場合において、附則第十	の規定により	及び附則第三十六条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により	発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）

二条第一項第二号中「社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）」とあるのは「債券」と、附則第十四条第二項及び第三項、第十五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは「債券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

（主務省令）

第三十七条 附則第十二条第一項第二号、第十三条第二号、第十七条第一項第二号及び第十八条（これらの規定を附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び前条第二項において準用する場合を含む。）並びに附則第十二条第二項（附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び前条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第六十八条第六項における主務省令は、内閣府令・法務省令とする。

2 附則第二十条第一項第三号、同条第二項において準用する第九一条第六項、附則第二十二条第二

号、第二十五条第二号及び第二十六条における主務省令は、内閣府令・法務省令・財務省令とする。

(罰則)

第三十八条 第四十八条の規定による読み替え後の附則第二十二条第九項、附則第十四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）（附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十二条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十九条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し二億円以下の罰金刑を科する。

第四十条 法人の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第四十八条の規定による読み替え後の附則第二十二条第九項第一号、附則第十四条第五項第一号若し

くは第三号（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第十六条第三項（これらの規定を附則第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項（附則第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第五項第一号若しくは第三号（同条第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条第三項又は第二十五条の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

二 附則第十三条（附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十二条第二項、第三十三条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十二条の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写を拒んだとき。

三 附則第十四条第四項（附則第二十七条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十二条第四項の規定に違反して、振替受入簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又はこれに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

四 附則第十六条第二項（附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十四条第二項の規定に違反して、振替受入簿の記載又は記録の抹消をしなかつたとき。

五 正当な理由がないのに附則第十六条第四項（附則第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだとき。

六 附則第十七条第二項において準用する第八十七条第一項若しくは附則第十八条（これらの規定を附

則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十六条の規定に違反したとき。

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正）

第二条 株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

由次中「第三十九条・第三十九条の二」を「第三十九条—第三十九条の十」に、「第三十九条の二の一」を「第三十九条の十一」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

（定義）

第二条 この法律において「株券等」とは、次に掲げる有価証券をいう。

- 一 株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券
- 二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号。以下「投資信託法」とい

う。）に規定する投資証券

三 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券及び優先出資引受権証書

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する
優先出資証券（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十
二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条
の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。
以下「旧資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券を含む。以下同じ。）、新優先出資引受
権証券、転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券

五 次に掲げる有価証券のうち、前各号に掲げる有価証券をもつて償還されるもの

イ 社債券

ロ 投資信託法に規定する投資法人債券

ハ 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条第一項の規定による相互会社の社債券

二 資産流動化法に規定する特定社債券（旧資産流動化法に規定する特定社債券を含む。）

ホ その他特別の法律により法人の発行する債券

六 外国又は外国法人の発行する債券で新株予約権付社債券及び前号（ニに掲げるものを除く。）に掲げるものの性質を有するもの

第三条第一項第二号中「短期社債等の振替に関する法律」を「社債等の振替に関する法律」に、「短期社債法」を「社債等振替法」に改め、同項第三号ニ及びホ中「短期社債法」を「社債等振替法」に改める。

第三条の四第四項中「及びこれらの規定を準用する第三十九条」を「並びにこれらの規定を準用する第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十」に改める。

第四条第一項中「この法律」の下に「及び業務規程」を加え、同条第二項及び第三項中「短期社債法」を「社債等振替法」に改める。

第五条第三号を次のように改める。

三 参加者が第十五条第一項の参加者である場合における次に掲げる事項

イ 顧客の口座に関する事項

ロ 参加者が法令、法令に基づく行政官庁の処分又は業務規程に違反した場合の措置に関する事項

ハ 参加者において預託を受けた株券等の喪失その他の主務省令で定める事故が生じた場合の報告に関する事項

第五条第九号中「第三十九条第二項から第八項まで」を「第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七」に改める。

第六条第一項第三号中「第二条第二十五項」を「第二条第二十八項」に改め、同項第九号中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改め、同項第十四号中「（平成七年法律第百五号）」を削り、同項第十五号中「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）」を「投資信託法」に改める。

第七条の五中「保管振替機関は、」の下に「自己又は第十五条第一項の参加者において」を加える。

第十条の二第三項中「第三十九条第一項」を「第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十

九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十」に改める。

第十条の三第一項中「第三十九条第一項」を「第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十」に改め、同条第二項中「第三十九条第三項及び第五項から第七項まで」を「第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項」に改める。

第十二条の三第三項を次のように改める。

3 保管振替業の全部の譲渡を受けた譲受会社は、前項において準用する第十条の三第二項の規定により当該譲受会社に係る保管振替機関名義株式等とみなされる株式、投資信託法に規定する投資口、優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資について、商法第一百一十六条ノ二第四項（投資信託法第八十三条第五項、優先出資法第三十条及び資産流動化法第四十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による株券等の発行又は返還の請求ができる。

第三十九条の四を第三十九条の十三とし、第三十九条の三を第三十九条の十二とし、第三十九条の二の一を第三十九条の十一とする。

第四章を次のように改める。

第四章 株券以外の有価証券の保管及び振替

(新株引受権証書等に関する株券に係る規定の準用)

第三十九条 第十四条から第十八条まで、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項

及び第三項並びに前三条の規定は新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券について、

第三十一条（第一項を除く。）並びに第三十二条第四項及び第五項の規定は新株予約権又は新株の引受

権の行使により預託することとなるべき株券について、それぞれ準用する。この場合において、第二十

条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものである」とあるのは「新株引受権証書、新株予約

権証券又は新株予約権付社債券の預託を受けている」と、「申出」とあるのは「新株の発行価額又は新

株予約権の行使に際して払込むべき額の全額を提出してする申出」と、「転換の請求」とあるのは「新

株予約権又は新株の引受権の行使」と、同条第三項中「転換の請求により発行された株式」とあるのは「新

株予約権又は新株の引受権の行使により発行された株式」と、第三十一条第二項中「第二十条若し

くは第二十一条の規定による転換の請求又は第二十二条」とあるのは「第二十一条」と、同条第三項及び

第四項中「預託し、又は預託する」とあるのは「預託する」と読み替えるものとするほか、必要な技術

的読替えは、政令で定める。

(投資証券に関する株券に係る規定の準用)

第三十九条の二 第十四条から第十九条まで、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項、第二十九条、第三十条、第三十一条（第一項第三号及び第二項を除く。）、第三十二条（第六項を除く。）、第三十三条並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、投資信託法に規定する投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質投資主」及び「実質投資主名簿」と、第十九条中「株式の併合、分割若しくは転換（次条第一項の請求によるものを除く。）」とあるのは「投資口の併合若しくは分割又は投資法人の合併による投資口の発行」と、第二十九条第二項中「商法第二百二十六条ノ二第一項」とあるのは「投資信託法第八十三条第五項において準用する商法第二百二十六条ノ二第一項又は投資信託法第八十四条第二項」と、第二三十一条第一項第二号中「商法第二百十九条第一項、第二百八十条ノ四第三項（同法第二百八十条ノ二十五第三項及び第二百